

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 港湾法施行令の一部改正

一 国際旅客船港湾管理者に対する助言等に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができるものとする事。
(第二十二条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならぬ法令上の制限として、特定港湾情報提供施設協定及び官民連携国際旅客船受入促進協定に係る承継効に関する規定を追加するものとする事。
(第三条関係)

第三 関係政令の一部改正

地方道路公社法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする事。

第四 附則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする事。